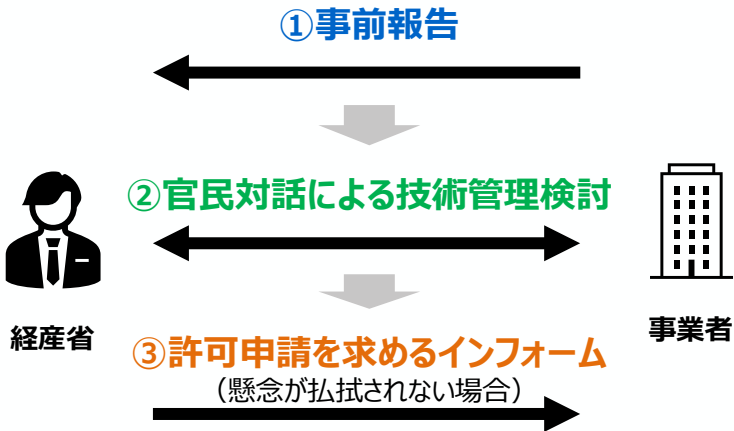


外為法に基づく技術管理強化のための官民対話スキーム（2024年12月施行）

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する。
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。
- 事前報告対象として、今般、新たに6技術を追加予定。

<スキーム概要>



事前報告の対象技術		
①積層セラミックコンデンサ (MLCC)	⑪磁気センサー	⑳GaN基板
②SAW及びBAWフィルタ	⑫スポンジチタン	㉑永久磁石
③電解銅箔	⑬正負極バインダ	㉒ペロブスカイト太陽電池
④誘電体フィルム	⑭固体電解質	㉓シンチレータ
⑤チタン酸バリウム	⑮セパレータ製造装置	㉔5軸工作機械向けサーボ機構
⑥炭素繊維	⑯量子ドット	㉕ハイブリッドスーパーキャパシタ
⑦炭化ケイ素繊維	⑰TADF材料 (有機EL次世代発光材料)	㉖リン酸マンガニ鉄リチウム正極材
⑧フォトレジスト	⑱位相差フィルム	㉗チャック
⑨非鉄金属ターゲット材	㉙軟性内視鏡	㉘深紫外線領域レーザー用光源
⑩走査型／透過型電子顕微鏡 (SEM／TEM)	㉚溶剤レジスト	㉙光学レンズ及びガラス